

自由民主党

衆議院議員 **田中かずのり** 和徳

国政報告第260号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡ください

衆議院議員田中和徳事務所

TEL 03-3508-7294

FAX 03-3508-3504

<http://www.tanaka-kazunori.com>

E-mail: k-tanaka@kamome.or.jp



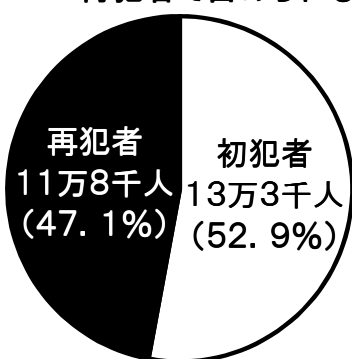
犯罪対策の特効薬、再犯防止推進法が成立

党再犯防止特命委員長・更生保護議連会長 田中和徳の主導により12月7日に成立。

再犯防止対策の充実で国民負担の軽減、東京五輪までに世界一の犯罪最少国家の実現！

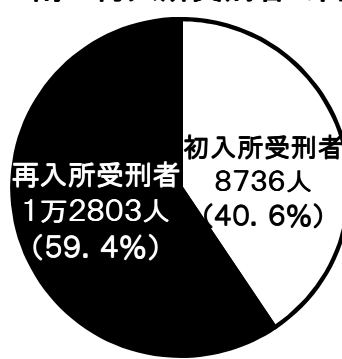
1. 犯罪・再犯を巡る深刻な状況

平成26年の一般刑法犯の約半数が再犯者で占められる深刻な事態



一般刑法犯全体
25万1千人

平成27年の新規刑務所収容受刑者の6割が再入所受刑者で占められている



新規刑務所収容
受刑者全体
2万1539人

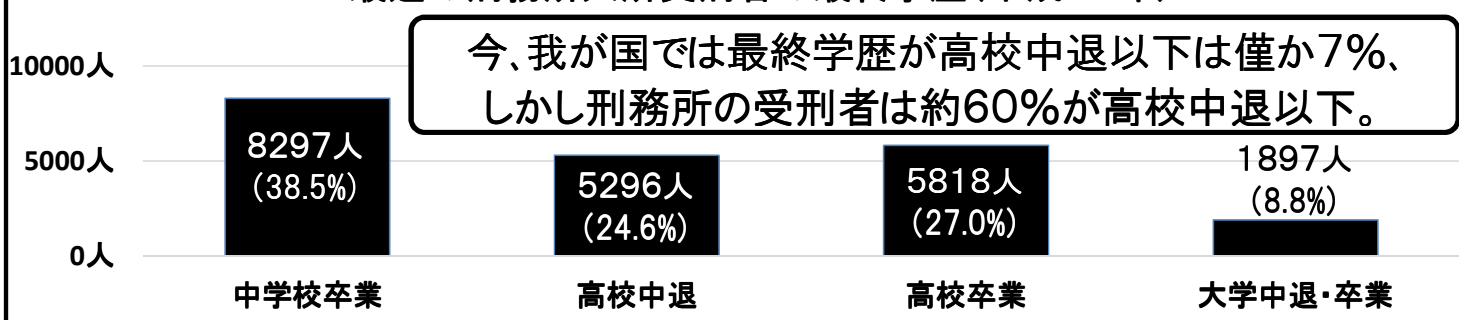
受刑者に掛かる膨大な公費

受刑者の刑務所収容期間は平均2年半、出所までに約1千万円の公費が必要

(警察の捜査、裁判関係費用、受刑者の食費・医療費、刑務所の維持管理・運営費など。)

刑務所等の運営だけで毎年約2300億円以上の公費が必要

最近の刑務所入所受刑者の最終学歴(平成27年)



今、我が国では最終学歴が高校中退以下は僅か7%、しかし刑務所の受刑者は約60%が高校中退以下。

- ◆日本で起きる全ての犯罪の約60%が再犯者の犯罪。刑務所出所者も約4割が5年以内に、約5割が10年以内に再び罪を犯して刑務所に再入所しており、深刻な問題。
- ◆特に覚せい剤等の薬事犯人は刑務所収容者の4分の1を占め、再犯率も6割を超える。
- ◆刑務所を出所しても住居がない対象者が多い。住所不定であるために就職できず、生活保護も受けられない出所者が、再犯に走るケースが頻発し、社会復帰の大きな障害となっている。
- ◆同じ刑務所出所者でも無職者の再犯率は有職者の3.3倍。再犯防止には就労支援が最良策。
- ◆学歴と犯罪には密接な関係。誰もが高校を卒業し、就職・進学できるルール作りが必要。
- ◆再犯防止対策で再犯者を減らし、公費(国民)負担を減らすことは財政面でも大きなメリット。

2. 再犯防止推進法の概要

政 府

政府は、以下の事項を踏まえて再犯防止対策の推進計画を閣議決定。

- ① 刑務所出所者等に対する就労支援、住居の確保、医療や福祉の充実に関する事項。
(出所者雇用企業への優遇措置、宿泊場所の供与や更生保護施設に対する支援など)
- ② 出所者等に対する教育・職業訓練の充実に関する事項。
(各種免許や資格取得に向けた訓練の充実、少年院と学校や地域社会の連携強化など)
- ③ 再犯防止対策の推進に向けた人的・物的基盤の整備に関する事項。
(刑務所等での人材育成、協力民間団体への財政優遇措置、保護司活動への公的支援など)
- ④ 『社会を明るくする運動』をはじめとした、国民に対する再犯防止の啓発活動に関する事項。



指示

都 道 府 県 ・ 市 町 村

政府の計画に則り、地方の実情に合わせた地方再犯防止計画を策定・実行

- ◆ 議員立法・再犯防止推進法が、自民党再犯防止特命委員長、党更生保護議員連盟会長の田中和徳の主導の下、今国会で成立、施行された。
- ◆ 再犯防止推進法は、犯罪者や非行少年の社会復帰対策の骨子となる極めて重要な法律。
『2020年までに世界一の犯罪最小国家を実現』という政府目標を達成する上で必要不可欠。
- ◆ また、薬物依存症の克服には、刑罰よりも長期的な医療と支援が重要であるという事実に鑑み、罪状の軽い薬物犯罪者を早期に仮釈放する制度が本年6月1日から始まった。
- ◆ 現在、薬物依存症の専門医師が診療報酬や待遇が悪いため、全国的に著しく不足している。しかし、今年度から依存症の治療法の一部が保険適用の対象となり、診療報酬が改善された。
- ◆ 将来的には専門医が全くいない地域を解消し、全ての都道府県に専門医が適正に配置され、依存症者に無料かつ強制的に治療を受けさせる体制を急いで整備する必要がある。
- ◆ 国や川崎市等の地方自治体、民間で出所者を雇用する動きが広がり、社会復帰に大きく貢献。

3. 再犯防止に向けた田中和徳のこれまでの取組

- ◆ 田中和徳は、平成10年には自民党更生保護議員連盟会長、平成24年には党再犯防止特命委員会委員長に就任。再犯防止特命委員会として安倍総理や関係閣僚に緊急提言を行った結果、平成27年4月から犯罪者の社会復帰に向けた画期的な新規事業が始まった。

田中和徳の緊急提言に基づく犯罪者の就労支援対策

刑務所出所者や仮釈放者等を雇っている協力雇用主に対して、

- ① **雇用開始から6ヶ月間は、雇用出所者1人につき毎月8万円を支給。**
- ② **6ヶ月以降は、出所者1人につき3ヶ月毎に12万円を最大2回支給。**

- ◆ 現状、就職した刑務所出所者の約4割が、6ヶ月以内に退職し、結局無職になっている。
刑務所出所者の社会復帰には、職場に長く定着させることが極めて重要である。
- ◆ この給与支援事業では、協力雇用主を最長1年間支援することで出所者の職場定着を促す。
- ◆ この給与支援事業は大きな成果を上げており、平成27年には3.8億円(事業対象の出所者: 3300人)の予算だったが、平成28年では5.5億円まで増額され、対象人数も大幅に拡大した。来年の平成29年度でも更に予算が増額される見通し。